

選択式トレーニング問題集の使い方

1 本書の特長

- 豊富な問題数で、社労士試験の重要論点を網羅。
- 最新の改正箇所が一目で分かる **改正** マーク付き。
- 選択式試験問題としての **難易度** を表記することで、学習優先順位を明確にしている。
- 持ち運びやすいA5サイズ。
- 左ページに問題、右ページに解答の見開きで構成されており、学習しやすい。(なお、長文の問題については一部構成が異なります。)
- 空欄ごとの習熟度が把握できる空欄別チェック欄付き。
- 解答ページには、出題条文の空欄に解答語句を当てはめ、完成された文章とした「**完成文**」を収録(過去本試験問題を除く)。条文読み込みに活用できるほか、解答語句以外の語句についての対策も可能。
- 色文字が機能的に活用されている。
- 労働基準法及び労働安全衛生法の過去本試験問題(平成26年～令和4年)は、労働基準法の巻に収録しております。なお、令和5年の過去本試験問題は、労働者災害補償保険法の巻に収録致します。

2 仕様

〔1〕 出題問題

科目別講義テキストの内容に対応するオリジナルの予想問題です。
※科目別講義テキストは、資格の大原社労士講座受講生専用教材です。
科目別講義テキストのみの販売はしていません。

〔2〕 形式

問題を左ページ、解答を右ページとする見開きの構成です。(一部除く。)

3 表示の意味

左 問題(左)ページ

- 改正項目**：問題文見出しの右横に「改正」が付いているものは、改正箇所であることを示しています。
- 難易度ランク**：難易度は、選択式問題としての難しさの度合いを示したものです。難易度が高い順に、**A・B・C**とランク付けしています。
 - 難易度 A** …選択式問題の対策として学習しておかなければ、解答することが難しい問題
 - 難易度 B** …**難易度 A** ランクの問題と、**難易度 C** ランクの問題が混在した問題
 - 難易度 C** …択一式問題の対策として学習をしておけば、解答しやすい問題
- Check 欄**：Check 欄は、問題の習熟度合を図る目安としてご利用下さい。
- 選択肢**：5 空欄に対し、20個の選択肢が設定されています。選択肢は色文字としておりますので、同色のシートを被せることで文字が消えます。これにより「選択肢を見ないで解答を導き出す」というトレーニングを行えます。

<p>第1章 雇用保険法</p> <p>問題1 目的 改正 A</p> <p>3 Check A <input type="checkbox"/> B <input type="checkbox"/> C <input type="checkbox"/> D <input type="checkbox"/> E <input type="checkbox"/></p> <p>1 雇用保険法第1条の規定により「雇用保険は、労働者が A した場合及び労働者について B となる事由が生じた場合に必要な給付を行うほか、労働者が自ら職業をした場合に必要な給付を行うことにより、労働者の生活及び雇用の安定を図るとともに、求職活動を容易にする等その就職を促進し、あわせて、労働者の職業の安定に資するため、A の予防、雇用状態の是正及び D、労働者の能力の開発及び向上その他 E を図ることを目的とする。」としている。</p> <p>2 雇用保険法第3条の規定により「雇用保険は、上記1の目的を達成するため、失業等給付及び育児休業給付を行うほか、雇用安定事業及び能力開発事業を行うことができる。」としている。</p> <p>4 選択肢</p> <table border="1"> <tr> <td>① 完全雇用の達成</td> <td>⑪ キャリアコンサルティング</td> </tr> <tr> <td>② 教育訓練</td> <td>⑫ 均等な待遇の確保</td> </tr> <tr> <td>③ 経済の健全な発展</td> <td>⑬ 公共職業訓練</td> </tr> <tr> <td>④ 雇用機会の増大</td> <td>⑭ 雇用条件の向上</td> </tr> <tr> <td>⑤ 雇用の継続が図れる</td> <td>⑮ 雇用の需要と供給の不均衡</td> </tr> <tr> <td>⑥ 再就職</td> <td>⑯ 研修</td> </tr> <tr> <td>⑦ 失業</td> <td>⑰ 就業の機会が縮小</td> </tr> <tr> <td>⑧ 職業指導</td> <td>⑱ 職業生活上の環境の整備改善</td> </tr> <tr> <td>⑨ 職業能力の開発が困難</td> <td>⑲ 退職</td> </tr> <tr> <td>⑩ 雇</td> <td>⑳ 労働者の雇後の進</td> </tr> </table>	① 完全雇用の達成	⑪ キャリアコンサルティング	② 教育訓練	⑫ 均等な待遇の確保	③ 経済の健全な発展	⑬ 公共職業訓練	④ 雇用機会の増大	⑭ 雇用条件の向上	⑤ 雇用の継続が図れる	⑮ 雇用の需要と供給の不均衡	⑥ 再就職	⑯ 研修	⑦ 失業	⑰ 就業の機会が縮小	⑧ 職業指導	⑱ 職業生活上の環境の整備改善	⑨ 職業能力の開発が困難	⑲ 退職	⑩ 雇	⑳ 労働者の雇後の進	<p>第1章 雇用保険法</p> <p>解答</p> <p>A ⑤ 失業 (法1条) B ⑥ 雇用の継続が困難 (法1条) C ⑧ 教育訓練 (法1条) D ⑨ 雇用機会の増大 (法1条) E ⑩ 労働者の雇後の増進 (法1条)</p> <p>5 完成文</p> <p>1 雇用保険法第1条の規定により「雇用保険は、労働者が失業した場合及び労働者について雇用の継続が困難となる事由が生じた場合に必要な給付を行うほか、労働者が自ら職業に関する教育訓練を受けた場合及び労働者が子を養育するための休業をした場合に必要な給付を行うことにより、労働者の生活及び雇用の安定を図るとともに、求職活動を容易にする等その就職を促進し、あわせて、労働者の職業の安定に資するため、失業の予防、雇用状態の是正及び雇用機会の増大、労働者の能力の開発及び向上その他労働者の雇後の増進を図ることを目的とする。」としている。</p> <p>2 雇用保険法第3条の規定により「雇用保険は、上記1の目的を達成するため、失業等給付及び育児休業給付を行うほか、雇用安定事業及び能力開発事業を行うことができる。」としている。</p>
① 完全雇用の達成	⑪ キャリアコンサルティング																				
② 教育訓練	⑫ 均等な待遇の確保																				
③ 経済の健全な発展	⑬ 公共職業訓練																				
④ 雇用機会の増大	⑭ 雇用条件の向上																				
⑤ 雇用の継続が図れる	⑮ 雇用の需要と供給の不均衡																				
⑥ 再就職	⑯ 研修																				
⑦ 失業	⑰ 就業の機会が縮小																				
⑧ 職業指導	⑱ 職業生活上の環境の整備改善																				
⑨ 職業能力の開発が困難	⑲ 退職																				
⑩ 雇	⑳ 労働者の雇後の進																				

右 問題(右)ページ

- 完成文**：問題文の空欄に解答語句を当てはめた文章です。空欄箇所以外の重要な語句も確認することができます。

4 よくある質問

〔1〕 択一式対策の学習と選択式対策の学習はどちらが重要？

まず択一式対策、次いで選択式対策の順が効率的

択一式試験・選択式試験のいずれにも合格基準点が設けられている以上、どちらとも重要です。しかし、選択式問題の論点には、択一式問題の論点と重複するものが多く、択一式対策の学習を進めていけば、自然と選択式対策の学力も向上していきます。

まずは、択一式トレーニング問題集などで択一式対策の学習を進め、次いで、選択式トレーニング問題集で選択式対策の学習を進めるという方法が効率的です。

〔2〕 全ての問題を解いている時間がない…

難易度 A・B・Cの順で取り組みましょう

時間がないときは、選択式問題としての難易度が高いものから、優先して取り組みましょう。具体的な優先順位は、**難易度 A・B・C**の順です。難易度ランクの意味合いは、②ページをご覧ください。

〔3〕 問題の解答方法

選択肢を絞り込んで、正解率を高める

選択式の問題は、5つの空欄に対して20個の選択肢が設定されており、一つの空欄に対する選択肢は、基本的には4個に絞ることができます。この正解肢候補の4個を相対比較し、かつ、問題文のテーマと照らし合わせた上で、最も適切と考えられる選択肢を選ぶようにすれば、正解率を高めることができます。この場合、「選択肢の絞り込み」が重要です。A～Eの空欄に対してそれぞれ解答語句を探しだし、空欄に当てはめて適切なものを選ぶ癖をつけましょう。

CONTENTS

改正 は、改正箇所の問題です。

難易度 A・B・C は、問題の難易度ランクです。

労働安全衛生法

	難易度	
問題1 目的、事業者の責務	A	2
問題2 事業者以外の者の責務	A	4
問題3 二以上の建設業に属する事業者の責務その他	A	6
問題4 労働者の危険・健康障害防止措置	A	8
問題5 労働者の救護に関する措置、危険性・有害性の調査等	A	12
問題6 元方事業者等の講ずべき措置(1)	B	16
問題7 元方事業者等の講ずべき措置(2)	B	18
問題8 注文者の講ずべき措置等、重量表示	A	20
問題9 総括安全衛生管理者	C	24
問題10 衛生管理者	C	26
問題11 安全衛生推進者、衛生推進者	C	30
問題12 産業医(1)	B	32
問題13 産業医(2)	B	36
問題14 産業医(3)	B	38
問題15 安全委員会、衛生委員会	C	42
問題16 統括安全衛生責任者等	C	44
問題17 店社安全衛生管理者	A	48
問題18 特定機械等	B	52
問題19 特定機械等以外の機械等	B	56
問題20 有害物の製造等の禁止、製造の許可	B	58

問題21	有害物の表示等	A	60
問題22	リスクアセスメント対象物の危険性又は有害性等の調査、新規化学物質の有害性の調査	A	62
問題23	安全衛生教育、就業制限業務	B	66
問題24	免許	B	70
問題25	健康診断(1)	C	72
問題26	健康診断(2)	C	74
問題27	健康診断(3)	B	76
問題28	健康診断(4)	A	80
問題29	面接指導等(1)	B	84
問題30	面接指導等(2)	B	88
問題31	心理的な負担の程度を把握するための検査等(1)	B	92
問題32	心理的な負担の程度を把握するための検査等(2)	B	96
問題33	心理的な負担の程度を把握するための検査等(3)、健康管理手帳、受動喫煙の防止	B	100
問題34	健康教育・健康相談	A	102
問題35	作業環境管理、作業管理	B	104
問題36	快適な職場環境の形成のための措置	A	106
問題37	特別安全衛生改善計画	A	108
問題38	安全衛生改善計画	B	112
問題39	計画の届出	B	116
問題40	計画の届出の審査	A	120
問題41	報告等その他	B	122

労働安全衛生法

問題1 目的、事業者の責務

難易度 **A**

Check欄 **A** **B** **C** **D** **E**

- 1 労働安全衛生法は、 と相まって、労働災害の防止のための 基準の確立、責任体制の明確化及び自主的活動の促進の措置を講ずる等その防止に関する総合的計画的な対策を推進することにより職場における労働者の を確保するとともに、 の形成を促進することを目的とする。
- 2 この法律において、労働災害とは、労働者の就業に係る建設物、設備、原材料、ガス、蒸気、粉じん等により、又は作業行動その他業務に起因して、労働者が負傷し、疾病にかかり、又は死亡することをいう。
- 3 事業者は、単にこの法律で定める労働災害の防止のための最低基準を守るだけでなく、 の実現と労働条件の改善を通じて職場における労働者の を確保するようしなければならない。また、事業者は、国が実施する労働災害の防止に関する施策 。

選択肢

- | | |
|----------------------------|--------------|
| ① 安全と衛生 | ② 安全と健康 |
| ③ 快適な作業環境 | ④ 快適な職場環境 |
| ⑤ 危害防止 | ⑥ 危険防止 |
| ⑦ 健康、風紀及び生命 | ⑧ 健康障害防止 |
| ⑨ 職業安定法 | |
| ⑩ に協力するようしなければならない | |
| ⑪ に協力するよう努めなければならない | |
| ⑫ のため必要な措置を講じなければならない | |
| ⑬ のため必要な措置を講ずるよう努めなければならない | |
| ⑭ 人たるに値する生活 | ⑮ 防護措置 |
| ⑯ 良好な作業環境 | ⑰ 良好な職場環境 |
| ⑱ 労働基準法 | ⑲ 労働者災害補償保険法 |
| ⑳ 労働者派遣法 | |

解答

- A ⑱ 労働基準法 (法1条)
B ⑤ 危害防止 (法1条)
C ② 安全と健康 (法1条)
D ④ 快適な職場環境 (法1条)
E ⑩ に協力するようにならなければならない (法3条)

完成文

- 1 労働安全衛生法は、労働基準法と相まって、労働災害の防止のための危害防止基準の確立、責任体制の明確化及び自主的活動の促進の措置を講ずる等その防止に関する総合的計画的な対策を推進することにより職場における労働者の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進することを目的とする。
- 2 この法律において、労働災害とは、労働者の就業に係る建設物、設備、原材料、ガス、蒸気、粉じん等により、又は作業行動その他業務に起因して、労働者が負傷し、疾病にかかり、又は死亡することをいう。
- 3 事業者は、単にこの法律で定める労働災害の防止のための最低基準を守るだけでなく、快適な職場環境の実現と労働条件の改善を通じて職場における労働者の安全と健康を確保するようにならなければならない。また、事業者は、国が実施する労働災害の防止に関する施策に協力するようにならなければならない。

問題 2 事業者以外の者の責務

難易度 **A**

Check欄 A B C D E

- 1 機械、器具その他の設備を し、製造し、若しくは する者、原材料を製造し、若しくは する者又は建設物を建設し、若しくは する者は、これらの物の 、製造、 又は建設に際して、これらの物が使用されることによる労働災害の発生の防止 しなければならない。
- 2 は、施工方法、工期等について、安全で衛生的な作業の遂行 しなければならない。

選択肢

- ① 請負人 ② 建設工事の注文者等仕事を他人に請け負わせる者
- ③ 譲渡 ④ 所轄労働基準監督署長 ⑤ 設計
- ⑥ 設置 ⑦ 貸与 ⑧ 提供 ⑨ 展示
- ⑩ に資するように努め ⑪ に配慮し
- ⑫ のための総合的な計画を作成 ⑬ のための統括管理を
- ⑭ のため必要な事項を教示 ⑮ のため必要な措置を講じ
- ⑯ 元方事業者 ⑰ 輸出
- ⑱ 輸入
- ⑲ をそこなうおそれのある条件を附さないように配慮
- ⑳ を図るように努め

解答

- A ⑤ 設計 (法3条)
B ⑱ 輸入 (法3条)
C ⑩ に資するように努め (法3条)
D ② 建設工事の注文者等仕事を他人に請け負わせる者 (法3条)
E ⑲ をそこなうおそれのある条件を附さないように配慮 (法3条)

完成文

- 1 機械、器具その他の設備を設計し、製造し、若しくは輸入する者、原料を製造し、若しくは輸入する者又は建設物を建設し、若しくは設計する者は、これらの物の設計、製造、輸入又は建設に際して、これらの物が使用されることによる労働災害の発生の防止に資するように努めなければならない。
- 2 建設工事の注文者等仕事を他人に請け負わせる者は、施工方法、工期等について、安全で衛生的な作業の遂行をそこなうおそれのある条件を附さないように配慮しなければならない。

問題 3

二以上の建設業に属する事業者の責務その他

難易度 **A**

Check欄 A B C D E

- 1 は、労働災害を防止するため必要な事項を守るほか、事業者その他の関係者が実施する労働災害の防止に関する措置 。
- 2 二以上の に属する事業の事業者が、一の場所において行われる当該事業の仕事を して請け負った場合においては、そのうちの一人を代表者として定め、当該仕事の開始の日の 日前までに、都道府県労働局長に届け出なければならない。

選択肢

- | | | | |
|----------------------|----------------|-------|--------|
| ① 5 | ② 10 | ③ 14 | ④ 30 |
| ⑤ 運送業 | ⑥ 希望 | ⑦ 共同 | ⑧ 共同連帯 |
| ⑨ 建設業 | ⑩ 使用者 | ⑪ 製造業 | ⑫ 造船業 |
| ⑬ 都道府県労働局長 | ⑭ に協力しなければならない | | |
| ⑮ に協力するように努めなければならない | | ⑯ 連帯 | |
| ⑰ 労働基準監督署長 | ⑱ 労働者 | | |
| ⑲ を講じなければならない | | | |
| ⑳ を講ずるように努めなければならない | | | |

解答

- A ⑱ 労働者 (法4条)
B ⑮ に協力するように努めなければならない (法4条)
C ⑨ 建設業 (法5条)
D ⑧ 共同連帯 (法5条)
E ③ 14 (法5条、則1条)

完成文

- 1 労働者は、労働災害を防止するため必要な事項を守るほか、事業者その他の関係者が実施する労働災害の防止に関する措置に協力するように努めなければならない。
- 2 二以上の建設業に属する事業の事業者が、一の場所において行われる当該事業の仕事を共同連帯して請け負った場合においては、そのうちの一人を代表者として定め、当該仕事の開始の日の14日前までに、都道府県労働局長に届け出なければならない。

問題 4

労働者の危険・健康障害防止措置

難易度 **A**

Check欄 **A** **B** **C** **D** **E**

- 1 事業者は、以下の危険を防止するため必要な 。
 - (1) 機械、器具その他の設備による危険
 - (2) 爆発性の物、発火性の物、引火性の物等による危険
 - (3) その他のエネルギーによる危険
- 2 事業者は、掘削、採石、荷役、伐木等の業務における作業方法から生ずる危険を防止するため必要な 。
- 3 事業者は、労働者が するおそれのある場所、土砂等が崩壊するおそれのある場所等に係る危険を防止するため必要な 。
- 4 事業者は、以下の を防止するため必要な 。
 - (1) 原材料、ガス、蒸気、粉じん、酸素欠乏空気、病原体等による
 - (2) 放射線、高温、低温、超音波、騒音、振動、異常気圧等による
 - (3) 計器監視、精密工作等の作業による
 - (4) 排気、排液又は残さい物による
- 5 事業者は、労働者を就業させる建設物その他の作業場について、通路、床面、階段等の保全並びに換気、採光、照明、保温、防湿、休養、避難及び清潔に必要な措置その他労働者の の保持のため必要な 。

選択肢

- | | | |
|------------------------|---------------|----------|
| ① 安全及び衛生 | ② 健康、風紀及び生命 | |
| ③ 健康障害 | ④ 身体及び精神に係る障害 | |
| ⑤ 身体障害 | ⑥ 精神障害 | ⑦ 生命及び精神 |
| ⑧ 措置に協力しなければならない | | |
| ⑨ 措置に協力するように努めなければならない | | |
| ⑩ 措置を講じなければならない | | |
| ⑪ 措置を講ずるように努めなければならない | | |
| ⑫ 墜落 | ⑬ 電気、熱 | ⑭ 電気、水 |
| ⑮ 転倒 | ⑯ 転落 | ⑰ 電力、熱 |
| ⑱ 電力、水 | ⑲ 人たるに値する生活 | ⑳ 負傷 |

解 答

- A ⑩ 措置を講じなければならない (法20条)
- B ⑬ 電気、熱 (法20条)
- C ⑫ 墜落 (法21条)
- D ③ 健康障害 (法22条)
- E ② 健康、風紀及び生命 (法23条)

完成文

- 1 事業者は、以下の危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。
 - (1) **機械、器具その他の設備**による危険
 - (2) **爆発性**の物、**発火性**の物、**引火性**の物等による危険
 - (3) 電気、熱その他のエネルギーによる危険
- 2 事業者は、掘削、採石、荷役、伐木等の業務における**作業方法**から生ずる危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。
- 3 事業者は、労働者が墜落するおそれのある場所、土砂等が崩壊するおそれのある場所等に係る危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。
- 4 事業者は、以下の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならない。
 - (1) 原材料、ガス、蒸気、粉じん、酸素欠乏空気、病原体等による健康障害
 - (2) 放射線、高温、低温、超音波、騒音、振動、異常気圧等による健康障害
 - (3) 計器監視、精密工作等の作業による健康障害
 - (4) 排気、排液又は残さい物による健康障害
- 5 事業者は、労働者を就業させる建設物その他の作業場について、通路、床面、階段等の保全並びに換気、採光、照明、保温、防湿、休養、避難及び清潔に必要な措置その他労働者の健康、風紀及び生命の保持のため必要な措置を講じなければならない。